

第21号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

令和3年8月30日に区民より寄贈を受けた寄付金については、「障害者福祉基金」として品川区社会福祉基金条例に規定し、基金を形成している。

令和5年1月より着工した品川区立出石つばさの家新築工事の竣工に先立ち、本件基金を建設経費へ充当し寄贈者の厚情に応える。

1. 基金形成経過

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 内容 | 障害者福祉基金 |
| (2) 目的 | 障害者福祉の進展のため |
| (3) 受領日 | 令和3年8月30日 |
| (4) 金額 | 50,000,000円 |

2. 基金取崩し充当額

50,000,000円

3. 活用充当内容

品川区立出石つばさの家の建設経費へ充当する。

建設経費 832,513,850円

令和5年1月着工 令和6年3月末竣工予定

4. 活用理由

品川区立出石つばさの家は、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるよう整備するものであり、区における障害福祉を充実するものであり、寄付者の意向に十分沿うものである。

5. 条例の一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表は次頁のとおり

施行日 公布の日

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区社会福祉基金条例 昭和52年8月1日条例第23号</p> <p>改正</p> <p>昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号 平成29年3月29日条例第13号 平成29年7月20日条例第32号 令和元年7月11日条例第14号 令和2年3月30日条例第7号 令和3年12月10日条例第36号 令和5年3月29日条例第20号 令和5年7月12日条例第37号 <u>令和6年3月28日条例第○号</u></p> <p>品川区社会福祉基金条例 (設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の名称、目的および額)</p>	<p>○品川区社会福祉基金条例 昭和52年8月1日条例第23号</p> <p>改正</p> <p>昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号 平成29年3月29日条例第13号 平成29年7月20日条例第32号 令和元年7月11日条例第14号 令和2年3月30日条例第7号 令和3年12月10日条例第36号 令和5年3月29日条例第20号 令和5年7月12日条例第37号</p> <p>品川区社会福祉基金条例 (設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の名称、目的および額)</p>

改正後	改正前
<p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p>
<p>(管理)</p>	<p>(管理)</p>
<p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p>
<p>(運用益金の処理)</p>	<p>(運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p>
<p>(処分)</p>	<p>(処分)</p>
<p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p>	<p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p>	<p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (昭和60年3月15日条例第2号)</p>	<p>付 則 (昭和60年3月15日条例第2号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (昭和61年3月13日条例第3号)</p>	<p>付 則 (昭和61年3月13日条例第3号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成2年7月6日条例第28号)</p>	<p>付 則 (平成2年7月6日条例第28号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成8年3月12日条例第1号)</p>	<p>付 則 (平成8年3月12日条例第1号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成9年3月18日条例第1号)</p>	<p>付 則 (平成9年3月18日条例第1号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成9年10月31日条例第31号)</p>	<p>付 則 (平成9年10月31日条例第31号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前																
<p>付 則（平成10年3月11日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成16年10月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年3月31日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第13号） この条例は、平成29年3月31日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年7月20日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年7月11日条例第14号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和2年3月30日条例第7号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和3年12月10日条例第36号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年3月29日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年7月12日条例第37号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和6年3月28日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>付 則（平成10年3月11日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成16年10月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年3月31日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第13号） この条例は、平成29年3月31日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年7月20日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年7月11日条例第14号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和2年3月30日条例第7号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和3年12月10日条例第36号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年3月29日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年7月12日条例第37号） この条例は、公布の日から施行する。</p>																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>基金の目的</th> <th>基金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武田みつ社会福祉基金</td> <td rowspan="2">区が行う社会福祉事業の費用に充てる。</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>富永スミ子社会福祉基金</td> <td>10,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	基金の目的	基金の額	武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円	富永スミ子社会福祉基金	10,000,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の名称</th> <th>基金の目的</th> <th>基金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武田みつ社会福祉基金</td> <td rowspan="2">区が行う社会福祉事業の費用に充てる。</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>富永スミ子社会福祉基金</td> <td>10,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	基金の目的	基金の額	武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円	富永スミ子社会福祉基金	10,000,000円
基金の名称	基金の目的	基金の額															
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円															
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円															
基金の名称	基金の目的	基金の額															
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円															
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円															

改正後			改正前		
越村いち社会福祉基金		5,000,000円	越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円	村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円	城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
社会福祉基金		108,085,788円から第5条の規定により処分した額を減じた額	社会福祉基金		108,085,788円から第5条の規定により処分した額を減じた額
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>障害者福祉基金</u>		<u>50,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額</u>
高齢者福祉基金		18,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額	高齢者福祉基金		18,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額